



夢来里、春来る
むらぎと
4月7日、大平集会所にて、第7回ギャラリー夢来里記念イベントが盛大に行われました。午前中には怒田の田畑さん夫妻がモデルとなりフォトガーデニンイベントが行われ(表紙)、温かな時間が流れていました。また、午後からも出し物があり集まった観客を沸かしていました。

町のできごと



チーム「おおとよ」踊り子募集
15th Anniversary

参加費

- ◆大人・高校生 20,000 円
- ◆小・中学生 15,000 円
- ◆幼児 10,000 円
- ◆小学生および幼児の付添い 5,000 円

※小学4年生以上は保護者の承諾書で単独参加できます。
小学3年生以下は付添必須です。

練習日時・場所

- ◆6月21日～ 毎週月・木曜日
- ◆午後7時～午後9時
- ◆大豊町中学校体育館
- ※高知市内の練習は7月からです。詳細は後日お知らせ。

第65回よさこいまつり
8月10日(金)～11日(土)

問い合わせ先

- ◆三谷 090-1570-7090
- ◆上村 090-1175-4026

介護保険制度が一部変わりました



1. 平成30～32年度の介護保険料が決定しました。
大豊町の基準額は、年額51,600円(月額4,300円)です。(下表参照)

所得段階別 介護保険料(平成30～32年度)				
段階	対象者	第7期(H30～H32)		(参考) 第6期保険料 (年額)
		保険料率	保険料 (年額)	
第1段階	・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者の方 ・町民税、世帯非課税合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円未満の方	0.5 [0.45]	25,800 [23,220] ※	22,200
第2段階	・町民税、世帯非課税合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以上120万円未満の方	0.75	38,700	33,300
第3段階	・町民税、世帯非課税合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以上の方	0.75	38,700	33,300
第4段階	・世帯内に町民税が課税となっている者がいるが、本人は町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円未満の方	0.9	46,440	40,000
第5段階	・世帯内に町民税が課税となっている者がいるが、本人は町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以上の方	1.0	51,600 月額4,300	44,400 月額3,700
第6段階	・本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	1.2	61,920	53,300
第7段階	・本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.3	67,080	57,800
第8段階	・本人が町民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.5	77,400	66,600
第9段階	・本人が町民税課税で合計所得金額が290万円以上の方	1.7	87,720	75,500

※：平成30年度から実施する低所得者への軽減策による保険料

2. 介護保険料の算定基準となる合計所得金額に、土地・建物などの売却収入などは取り扱わないことになりました。
3. 長期療養が必要な方に医療と日常生活上の介護を行うため、介護医療院が創設されました。
4. 指定を受けた障害福祉サービス事業所で、介護保険サービスを受けられます。

問い合わせ先 ▶ 住民課 介護保険班